

彦根市立若葉小学校
P T A 本部役員・委員選出規定

彦根市立若葉小学校PTA

彦根市立若葉小学校

P T A 本部役員・委員選出規定

第1条 [意義・目的]

この規定は、彦根市立若葉小学校 PTA 本部役員および委員の選出、並びに、会長選挙を公明かつ適正に運営・管理するため制定するものである。

第2条 [本部役員・委員の選出方法]

会長職にあつては、PTA 会員による選挙投票又は信任投票により選出する。

- 2 規約第5条第1号に規定する本部役員においては、新4年生～新6年生の PTA 会員より、各学年から各3名を選出し、合計9名により各本部役員を選出する。
- 3 前項の信任には、PTA 会員の過半数を要するもので、当該投票を棄権したものについては、信任したものと見なす。
- 4 「事務局」は、若葉小学校教職員において PTA 担当教諭が指定されると同時に選任されるものである。
- 5 規約第5条第2号に規定する委員のうち「学級委員」については、各クラスにおける PTA 会員の互選による選出とし、当該選出を選任と見なす。
- 6 「地区委員」および「地区協力委員」の選出は、下記に規定する地区毎に地区委員各1名、地区協力委員（保体・厚生）各1名、地区協力委員（校外指導）各1名を選出し、選任と見なす。

*地区の区分（9地区区分）

- (1) 南ローズタウン・日夏ニュータウン1区
- (2) 日夏ニュータウンⅡ期・日夏ニュータウン3区
- (3) 日夏ニュータウン4区・すずらん
- (4) サンタウン・マイタウン
- (5) オークタウン
- (6) スマイル
- (7) ビッグタウン
- (8) ドリームタウン
- (9) レインボータウン

第3条 [選挙管理委員会の任務]

規約第39条に規定する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の主たる任務は、規約第5条に規定する次年度の本部役員および委員の体制を確立することにある。

- 2 委員会は、次年度の会長選挙に関する告示・立候補の受付・投票・開票作業等の選挙に関する一切の附帯業務および管理業務を責務とする。

第4条 [会長立候補者の告示・受付]

委員会は、次年度における会長選挙の告示を毎年10月に行うとともに、自立候補者の受付を開始する。

- 2 前項の受付は、毎年10月末日をもって締め切りとする。

第5条 [会長立候補者の届出・選出]

会長選挙に立候補する会員は、委員会に対し口頭又は書面にて立候補の意思を申し出ることとする。ただし、立候補者は新4年生～新6年生の PTA 会員とする。

- 2 前項に規定する自立候補の届け出が無き場合は、第2条の規定に従い会長職を選出する。

第6条 [会長選出選挙・投票]

委員会は、前条第1項による立候補者が複数人の場合は、会員による選挙投票、立候補者が1名の場合および前条第2項による選出の場合には、会員による信任投票を実施する。

- 2 前条の投票については、毎年11月に実施する。
- 3 投票日および開票日の日程等については、委員会において取り決め、会員へと公表する。

第7条 [信任投票権]

前条に基づく投票権は、規約18条の規定を準用する。

第8条 [信任投票方法]

第7条に基づく投票は、委員会において選挙又は信任投票の用紙を作成のうえ各会員宅へと配布する。

- 2 会員は、配布された投票用紙に必要事項を記入後、封書とし、委員会において回収の任にあたる。

第9条 [開票]

会長選挙投票および信任投票の開票にあつては公開とする。

- 2 開票作業は、予め委員会において開票日時を会員へと公表したうえで、規約第4条に定める「事務局」において実施する。

第10条 [当選者]

選挙投票の場合は、最高有効投票数獲得者を当選者とする。

- 2 信任投票の場合は、「可」の投票数が過半数を超えた場合に当選とする。
- 3 第5条第1項に基づく立候補者により「会長」職が選任された場合、当該選任された「会長」職が属する学年からは、2名の本部役員候補者を選出する。

第11条 [開票結果の公表]

前条による投票結果については、委員会において、会員への公表を行う。

第12条 [不信任の場合]

信任投票の結果、候補者が不信任となった場合、第2条の規定に基づき、会長職が選出された学年において、再度、会長候補者を選出して委員会へと届出を行い、再び、委員会において会員に対する信任投票を実施する。

第13条 [投票用紙の保管・管理]

投票結果の用紙においては、有効・無効に区別し、選任された会長の在任期間中、新体制下の選挙管理委員会の手により保管管理する。

第14条 [選挙人名簿]

選挙人名簿については、第4条に基づく会長選挙告知時における会員名簿による
ところとする。

第15条 [異議申し立て請求]

会員は、選挙投票又は信任投票に関し疑念が生じた時には、委員会に対し開票日
から10日以内に、異議申し立てを為す事ができる。

- 2 委員会は、前項の申し立てに基づき、直ちに調査を開始し、調査結果を全員に報告
するとともに、不正が発覚した場合には無効を宣言し、再投票を実施する。

第16条 [免除]

会長職経験者は、規約第5条各号に規定された本部役員・委員への就任は永久的
に免除される。

規約第5条1号に規定された本部役員経験者（地区委員長含む、事務局は除く）
は、規約第5条1号に掲げる本部役員への就任は永久的に免除される。

- 2 規約第5条2号イ、ウ（地区委員・地区協力委員）に掲げる委員経験者の再就任に
おいては、第2条6項に規定する9地区および同条第3項のPTA会員並びに第3条
第5項に定めるPTA会員による個人の判断に委ねる。
- 3 規約第5条2号ア（学級委員）に掲げる委員選挙においては、当該年度の規約第5
条1号に掲げる本部役員とおよび2号イ・ウに掲げる委員は候補者にあがらない。
また、規約第5条2号アに掲げる委員は、同一児童の学年については再任されない
ものとする。

第17条 [役員・委員の欠員補充]

規約第5条に規定する本部役員および委員が欠員するに至った場合、次の要領に
より取り扱う。

（1） 会長が欠員となった場合

一時的に副会長がその職を代行し、委員会の責任において、遅滞なく、欠
員に至った会長の属する学年から新たな会長候補者を選出し、信任投票を実
施したうえ、後任の会長を選任する。

（2） 副会長が欠員となった場合

一時的に会長がその職務を代行し、委員会の責任において、遅滞なく、欠
員に至った副会長の属する学年から新たな副会長候補者を選出し、信任投票
を実施したうえ、後任の副会長を選任する。

（3） 各部長が欠員となった場合

一時的に副会長がその職務を代行し、委員会の責任において、遅滞なく、
欠員に至った当該部長の属する学年から新たな部長候補者を選出し、信任投
票を実施したうえ、後任の部長職を選任する。

（4） 会計・書記役員が欠員となった場合

一時的に会長がその職務を代行し、委員会の責任において、遅滞なく、欠
員に至った会計・書記役員の属する学年から新たな会計・書記役員候補者を

選出し、信任投票を実施したうえ、後任の会計・書記役員を選任する。

(5) 事務局が欠員となった場合

若葉小学校教諭において対応のうえ後任者を選出する。

(6) 学級委員が欠員となった場合

一時的に学年委員長の立場である副会長がその職務を代行し、副会長の責任において、遅滞なく、新たな学級委員を選出する。

(7) 地区委員が欠員となった場合

ア 地区委員長の欠員

一時的に副委員長が代行し、副委員長の責任において、遅滞なく、欠員に至った委員長の属する学年から新たな委員長を選出したうえ、改めて委員長を選任する。

イ 地区副委員長の欠員

一時的に委員長が代行し、遅滞なく、欠員に至った副委員長の属する地区から新たな委員を選出したうえ、改めて副委員長を選出する。

ウ 地区委員の欠員

一時的に委員長が代行し、委員長の責任において、遅滞なく、欠員に至った委員の属する地区から委員を選出する。

(8) 地区協力委員が欠員となった場合

一時的に他の委員が代行し、遅滞なく、欠員に至った委員の属する地区から新たな委員を選出する。

第18条 [役員・委員の解任]

規約第26条による、本部役員および委員に対するリコールが成立した場合、同時に、その他の本部役員および委員の全ても解任されたものと見なし、リコール賛同会員において20日以内に臨時総会を開催して新役員を選出することとする。

第19条 [改正要件]

本規程の改正は、運営委員会が提案し、総会の席において会員総数の3分の2以上の議決承認を必要とする。

補 則

本規程の施行は「彦根市立若葉小学校 PTA 規約」の施行日に併行する。

＊ 平成28年2月5日 一部改正

＊ 平成29年5月15日 改正